

社会教育関係事務事業の取扱い(その2)について

社会教育関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。

平成16年8月30日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 社会教育関係事務事業の取扱い
<p>1. 人権啓発に関すること 人権尊重は、社会づくり、人づくりの根幹をなすものである。すべてのまちづくり施策は、この人権尊重の理念をもとに進めるもので、人権啓発は一時もゆるがせることなく強力に推進していかなければならない。</p> <p>(1)人権啓発推進のための条例は、すべての人が人権についての正しい理解と認識を深めて行くうえで、ゆるぎない決意と方向性を示すものとして重要な役割を果たすものであるので、香住町の例をもとに合併時に再編する。 (2)現行の啓発推進事業は新町へ引き継ぎ、積極的な展開を図るものとする。</p> <p>2. 生涯学習に関すること (1)生涯学習事業、各種行事等は、これまでの事業成果を踏まえ、引き続き地域の特色を活かした事業の展開ができるよう、合併後に調整する。 (2)図書館事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>3. 子育て支援に関すること (1)子育て支援事業は、現行の3町の事業をもとに合併後に調整する。</p> <p>4. 社会体育に関すること (1)教育委員会主催のスポーツ行事は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 社会教育団体が実施するスポーツ行事の支援方法は、合併後に検討する。 (2)国体推進体制は、合併後、新町に1つの実行委員会を組織し、旧町単位の専門部会を設置する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議